

保育所等の利用申込み・現況届や 幼児教育・保育の無償化の認定の際に 「就労証明書」の事業主の押印を 条件付きで不要とすることができます

保育所・認定こども園等の利用申込みや、利用開始後の毎年の現況届、幼児教育・保育の無償化の認定の際に、ご家庭の状況に応じて「**就労証明書**」（勤務していることの証明書類）の提出をお願いしています。就労証明書への事業者の押印が困難な場合、押印のない就労証明書であっても、条件AかBのいずれかを満たすときは、受理します。

条件

- A：「**代表者名**」欄もしくは「**記入担当者名**」欄が**自署（手書き）**されている
B：Aを満たさない（いずれの欄も自署されていない）ときは、真正な書類であることを確認するため、「**就労証明書（押印なし）**」と併せて、「**就労の事実を証明する確認書**」と、次の①～⑤のいずれかを提出

就労証明書の押印を不要とする場合に必要なもの（条件B）

「就労の事実を証明する確認書」

+

次の①～⑤のいずれかの書類

- ① **本人名義の健康保険証の写し**（家族（被扶養者）は除く。国民健康保険は不可。）
※健康保険法等により、保険証の写しを添付する場合は、被保険者記号・番号が見えないようにマーカー等で塗りつぶして提出してください。
- ② **直近1か月の給与明細書の写し**
- ③ **就労証明書のデータを事業主が保護者に送った際のメール画面等を印刷したもの**
- ④ **就労証明書の発行主体が電子署名を保有している事業主の場合は、電子署名されたもの**
- ⑤ **「事業主に無断で作成または改変等をしていない」ことについて誓約していただくための保護者の署名**（※「就労の事実を証明する確認書」に、署名する欄があります。）

（※「就労の事実を証明する確認書」の様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、市窓口【弘前市役所こども家庭課、岩木・相馬各総合支所民生課】でも配布しています。市内の各教育・保育施設でも配布しています。）

就労証明書を無断で作成・改変しないでください！

保護者が、事業所名の記入された**就労証明書を事業主に無断で作成し、または無断で改変等を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして、保育所等の利用の決定や、無償化の認定を取り消しする**ことがあります。（在園している児童の場合は、退所となることがあります。）

また、事業主の押印がなくても、**有印私文書偽造・変造罪または電磁的記録不正作出罪などの構成要件に該当すると認められるときは、各罪が成立するおそれがあります**ので、ご注意ください。

なお、就労証明書の記載内容について確認するため、市から事業所（記入担当者など）に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

弘前市健康こども部こども家庭課保育係 電話 3 5 - 1 1 3 1（直通）